令和４年度
春日市放課後児童クラブ
入所のしおり

問い合わせ先

★放課後児童クラブの運営に関して

春日市放課後児童クラブ事務局　　TEL：092-558-7626

〒816-0863　春日市須玖南４丁目２７　フォーサイト須玖南Ｒ・ＳＣｏＭｏ１階

【　春日市放課後児童クラブホームページ　】

https://www.kasuga-jidoclub.com/

目次

～放課後児童クラブの概要について～

放課後児童クラブの概要と運営方針について　Ｐ２

春日市放課後児童クラブの概要　・・・・・・Ｐ３～４

～入所申請に関わる手続きについて～

入所申込の受付期間と入所までの流れ　・・・Ｐ５

放課後児童クラブの入所条件と提出書類　・・Ｐ６～７

利用料金の納付方法と利用料金の助成　・・・Ｐ８

各利用料金と初回の納入金額について　・・・Ｐ９～１０

延長保育について　・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１

～入所決定後の各種変更手続き・提出書類について～

申請内容の変更、利用中止（退所）　・・・・Ｐ１１

～放課後児童クラブでの生活全般について～

放課後児童クラブの１日　・・・・・・・・・・Ｐ１２

健康管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２

登所と降所について　・・・・・・・・・・・・Ｐ１３

ご家庭との連絡について　・・・・・・・・・・Ｐ１４

お弁当・間食について　・・・・・・・・・・・Ｐ１４

安全管理とスポーツ安全保険について　・・・Ｐ１５

～資料～

利用申請書等の記入について（記入例等）　・Ｐ１６～２５

春日市放課後児童クラブの利用の可否決定に係る基準　・・Ｐ２６～27

利用料金補助申請について　・・・・・・・・Ｐ２８

放課後児童クラブの概要と運営方針について

■放課後児童クラブとは

児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」です。

放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担い、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めます。（厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」平成 27 年）より

■春日市の考える放課後児童クラブの運営方針

春日市は、春日市子ども・子育てすくすくプラン（春日市子ども・子育て支援事業計画）で「寄り添い　分かち合い　子どもすくすく　みんなにこにこ　～子どもの輝き　子育ての喜びがあふれるまち　かすが～」を理念とし、放課後児童クラブの機能の充実を図っています。

■株式会社テノ．サポートの企業理念

私たちは女性のライフステージを応援します

私たちは相手の立場に立って考えます

私たちはコンプライアンスを推進します

私たちは事業を通して社会貢献いたします

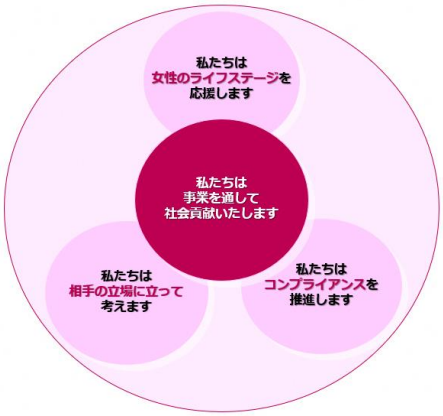

■株式会社テノ.サポートの考える放課後児童クラブの運営方針

- 自分で出来ることの範囲を広げながら、遊びの意欲を引き出します。
  - 子どもたちが自分達で楽しく遊べるようサポートします。
  - 子どもたちが創意工夫し、最後までやり遂げられるようサポートします。
  - 命の大切さを理解できるサポートをします。
- 集団の中で生き生きと活動し、仲間を大切にできる心を育てます。
  - 思いやりを大切にする心の育成をサポートします。
  - 楽しさを分かち合えるようそのきっかけづくりをサポートします。
  - 「ありがとう」「ごめんなさい」を言える雰囲気づくりをサポートします。
- 様々な体験を通して感動し、伸び伸びと表現できる環境をつくります。
  - 子どもたちが感動を表現できるようサポートします。
  - 考えたことを表現できるようサポートします。

株式会社テノ．サポートは子どもたちにとっての居場所、第二の家庭として、豊かな遊びと生活の場を保障し、保護者の皆様の気持ちに寄り添った子育て支援に努めてまいります。

春日市放課後児童クラブの概要

○ 設 置 者　　春日市

○ 運 営 者　　株式会社テノ.サポート
春日市放課後児童クラブは、令和２年４月から
株式会社 テノ．サポートが指定管理者として運営します。

○ 対象児童　　春日市立小学校に在籍し、放課後、保護者が労働等により
家庭保育できない１年生から６年生の児童が対象

○ 開所時間

区　　分	開　所　時　間	延　長　時　間 ※お迎え必須 ※午後６時より有料延長
平　　日	放課後 ～ 午後５時	午後５時から午後７時まで
長期休み期間の平日	午前８時 ～ 午後５時	
学校休業日	午前８時 ～ 午後５時	午後５時から午後７時まで
全ての土曜日	午前８時 ～ 午後５時	午後５時から午後６時まで

＊児童クラブは学校の下校時間に合わせて開所します。（特別時制、急な時制変更を含む）
＊利用者がいない場合は閉所となります。また、児童の退室状況等により、早く閉所となる場合があります。
＊土曜日は、児童の出席状況に応じて支援員を配置し保育しています。
土曜保育を利用される方は、必ずその週の金曜日までに「土曜保育申込書」をクラブ支援員に提出してください。また土曜保育の申込みをしている場合で、急に欠席される場合は必ずクラブに連絡をお願いします。（クラブへの連絡は利用当日の９時までにお願いします。）

○ 閉 所 日　　日曜日、祝日、年末年始（令和４年 12 月 29 日～令和５年１月３日）
※学校が休校となった場合は、クラブも閉所となります。

○ 保 育 期 間　　令和４年4月１日～令和５年3月31 日（１年間）
（※年度ごとの申請が必要です）

○ 支 援 員　　放課後児童支援員と補助員を春日市の規定に基づいて配置します。

クラブ一覧

所在地等	名称	住　所	実施地域 （予定）	電話番号
須玖小学校	チャイルドクラブ	須玖南 2-71	須玖小学校区	582-6444
春日小学校	ポケットクラブ	昇町 1-142	小倉 1～2 丁目、5～7 丁目、昇町 2～8 丁目	573-4692
	ポケット第２クラブ		小倉 3～4 丁目、昇町 1 丁目、3 丁目の一部、一の谷	573-4699
春日西小学校	つばめクラブ	下白水南 4-134	泉、上白水 1～3 丁目、下白水北、下白水南 1～4 丁目、一の谷、大字下白水	572-6522
	つばめ第２クラブ		上白水 4～5 丁目、8～10 丁目、下白水南 5～7 丁目	592-1345
天神山小学校	ひかりクラブ	天神山 6-39	天神山、白水池、松ヶ丘、大字下白水、一の谷、白水ヶ丘、星見ヶ丘 1 丁目	574-0316
	ひかり第２クラブ		星見ヶ丘 2～6 丁目	573-7758
大谷小学校	ひまわりクラブ	大谷 4-1	大谷小学校区	591-1355
春日南小学校	さくらクラブ	春日 8-100	惣利、大土居、春日、大字春日、塚原台、大字下白水	595-3377
	さくら第２クラブ		紅葉ケ丘東、紅葉ケ丘西、若葉台西、ちくし台	595-3436
春日原小学校	たいようクラブ	春日原南町 4-37-1	春日原小学校区	574-2348
春日東小学校	なかよしクラブ	若葉台東 1-51	光町、宝町、千歳町、原町 3 丁目、伯玄町、若葉台東 1 丁目、若葉台西 1～2 丁目	574-2650
	なかよし第２クラブ		若葉台東 2～5 丁目、 原町 1～2 丁目、 若葉台西 3～7 丁目	571-3688
春日北小学校	あおぞらクラブ	岡本 1-35	春日北小学校区	592-2692
春日野小学校	つくしんぼクラブ	春日公園 4-1-1	春日公園、春日１～２丁目	501-7302
	つくしんぼ第２クラブ		平田台、春日３～５丁目	582-8680
日の出小学校	コスモクラブ	日の出町 3-1-10	日の出小学校区	585-2883
白水小学校	すまいるクラブ	白水ヶ丘 1-100	白水小学校区	581-2450

※第２クラブがあるところは児童数により実施地域が変更になる場合があります。

～入所申請に関わる手続きについて～

【入所申込の受付期間】

◎通年入所

入所期間・・・原則として令和４年４月１日～令和５年３月31日まで

提出期間・・・令和４年　１月17日（月）～　２月５日（土）

※通年入所は年間を通して入所受付を行っておりますが、４月１日からの利用を希望する場合は、上記期間に提出してください。

※追加入所の場合、受け付けた週（金曜日まで）から２週間後の月曜日が最短の入所日になります。

提出方法・受付日時・・・持参・郵便（郵送は事務局のみ）

提出先/受付日時		
事務局	月～金	10時～１８時
	土	10時～１８時
クラブ	月～金	１７時３０分～１９時
	土	１０時～１８時

※クラブは利用児童がいない場合、閉所となる事があります。

◎季節入所　※各季節入所は定員になり次第、締切。※各学校おおむね４０名　**事務局持参または事務局郵送のみ**の受付となります。

※入所期間・・・各学校の季節休業期間中（新１年生の“春季４月”は４月１日～入学式前日まで）

※令和４年度から、季節入所は受付期間を限定して受付します。受付期間より前に提出されても、受付が出来ませんので注意してください。

季　　節	受付期間	受付時間（事務局）
春季４月（令和４年４月）	令和４年　１月17日(月)～　２月　５日(土)	月～金　10：00～18：00
夏季	令和４年　５月　２日(月)～５月31日(火)	土　10：00～18：00
冬季	令和４年10月11日(火)～11月５日(土)	
春季３月（令和５年３月）	令和５年　１月16日(月)～２月４日(土)	

◎入所までの流れ

通年入所	季節入所
①　入所関係書類等の提出	①　入所関係書類等の提出 ※季節入所の場合、定員の関係上、原則、書類を受理した順番での決定となります。
②　利用の決定通知 ※提出された書類を審査の上，春日市が決定します。	②　利用の決定通知 ※提出された書類を審査の上，春日市が決定します。
③　利用に関わる書類の配付 各世帯に所属のクラブまたは事務局より利用に関わる書類をお配りします。	③　利用に関わる書類の配付 各世帯に所属のクラブまたは事務局より利用に関わる書類をお配りします。
④　利用開始	④　利用料金の納入（各季節毎、指定する日まで） 一括前納。期限までに入金の確認ができない場合は、利用中止とします
	⑤　利用開始

入所できる基準と提出書類について

春日市放課後児童クラブの利用の可否決定に係る基準に基づき、家庭で保育できない状況にあることを提出書類により確認し、世帯や就労の状況に応じて春日市が決定します。

［ 対 象 児 童 ］　市内小学校に通う１年生～６年生

［ 入所の基準 ］　原則、児童の保護をする者の家庭に居ない時間が※午後２時から午後４時までの時間帯を含む１日４時間以上（通勤時間を含む）となる日が月に１６日以上（日曜日を除く）あること。

※通年入所ご利用の新１年生については、経過措置としてこの時間帯を満たしていなくても令和４年８月末までは利用することができます。なお引き続き、９月以降も利用する場合は利用条件の時間を含む就業証明書の提出が必要となりますのでご注意ください。

※季節入所の場合は、児童の保護をする者の家庭にいない時間が１日４時間以上（通勤時間を含む）となる日が月に１６日以上（日曜日を除く）あること。

～よくある質問～

Q1　入所希望者は全員入所できるのですか？

A1　通年入所では、現在、入所希望者が多くクラブ舎だけでの保育が難しいクラブについては、学校の協力を得て校内施設の一時借用等で、入所基準を満たす全員を受け入れています。しかし今後、施設の許容範囲を大幅に超えるような入所希望があった場合には子どもの安全な保育場所確保の観点から、一定期間、待機をしていただく可能性もありますので、どうぞご理解ください。
季節入所については、それぞれ定員がおおむね 40 人（各小学校）となっています。

Q2　障がいのある子どもも入所できるのですか？

A2　基本的には「学校等の集団生活ができる」という条件が加わりますが、それ以外の入所の制約はありません。ただし、当該児童の成長・発達を支援するため、支援員を加配する場合がありますので、事前の面接を行う場合もあります。クラブ舎には、スロープや多目的トイレ、温水シャワーの設置等がなされています。支援員は、障がい児保育について学び保育にあたっていますが、専門員の配置は行っていません。

Q3　産後休暇の後に育児休暇を取得予定ですが、継続して利用できますか？

A3　育児休暇は、子どもの養育のために仕事を休んでいる状況（家庭での保育が可能）との判断から継続して利用することはできません。産後８週間後の月末で退所していただくことになります。
なお育児休暇を終え職場へ復帰した際には入所が可能となりますが、新たに入所申請が必要です。

春日市放課後児童クラブの入所条件と提出書類

保護者の状況（申込理由）	必要書類については下記表をご覧ください。
就労	・居宅外で労働することを常態としている ・居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている
出産	出産前後である（産前６週（双子以上 14 週）、産後８週）
就学	大学その他の学校等で履修し、または研究に従事していることを常態としている
疾病	病気にかかり若しくは負傷していることにより、児童の保護をするものでないと認められる
障がい	精神若しくは身体に障害を有していることにより、児童の保護をするものでないと認められる
介護	疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している
その他	・虐待等により保育が困難である ・未成年者及び満 65 歳以上の方（※利用開始時点）

●提出書類

入所申込児童ごとに次の書類等を提出してください。

（様式①）児童クラブ利用申請書（児童１人につき１枚）

（様式②）就業（予定）証明書類

※　同居の親族で20歳以上65歳未満の場合は提出が必要です。

（様式③）児童調査書

（様式④）個人情報の利用に関する同意書

（様式⑤）放課後児童クラブ利用誓約書

（様式⑥）延長保育月極利用申込書（月極で延長保育を利用する方のみ提出）

（口　座）ゆうちょ銀行　または　福岡銀行　自動払込申込書　（季節利用者の場合不要　払込票での納入）

申込理由	その他添付書類	注意事項
就労	就業証明書 （様式②）	勤務先（証明者：その証明について権限を持った者）から 就業証明書を貰ってください。 勤務先を変えられた場合は、再提出をお願いします。
就労 （自営業）		ご自身が証明者となります。 職名のかわりに屋号（ない場合は職種）を記入ください。
就学	学生証・在学証明書の写しなど	在籍が証明される書類を提出してください。 専門学校や職業訓練校の場合は、別途受講する学科や日程、時間割がわかる関係書類を提出してください。
出産	母子手帳の写し	専業主婦で出産により児童クラブを利用される場合、提出が必要です。
疾病	医師の診断書	保育が困難であることが明記されたもの 原則として、令和３年 12 月以降に作成された診断書原本（写しでも可）
介護	対象となる人の手帳の写し および　申立書	介護の状況を明記してください。
障がい	対象となる人の手帳の写し	
その他	申立書等	個別にご相談ください。

利用料金の納付方法

【通年入所】

○　口座振替になります。（翌月払い）

［口座振替取扱金融機関・手数料・振替日］

金融機関	振替日
ゆうちょ銀行 福岡銀行	毎月 20 日（前月分） ※金融機関休業日の場合は翌営業日

①　**４月１日から入所の場合**

入所申請書類提出期間内に金融機関の自動払込申込書を提出された方の**初回の振替日は**

５月 20 日（金）となります。

②　**申請書提出期間以降に金融機関の自動払込申込書を提出された場合、または途中入所の場合**

口座振替は、入所月のおおむね２ヶ月後から開始されます。

※ご利用開始から口座振替が始まるまでの間（２ヶ月間程度）は払込票でのお支払いをお願いします（当月制）。

※払込票は(株)テノ．サポート（事務局）から送付します。

※自動払込申込書は事務局又は各クラブで受け取り、必ず事務局にご提出ください。

（銀行等へ提出されないように、ご注意ください。）

※入所時期によって、口座振替開始時期が異なります。

※令和３年度以降、４月に前年度から継続する方で口座振替が行われている方は、引き続き口座振替となります。

※きょうだい児の方が、新しく入所される場合は、改めて児童払込申込書をご提出お願いします。

【季節入所】

各季節ごと指定する日までに、振込票での一括前納制となります。

期限までに入金の確認が出来ない場合は、利用中止とします。

<u>利用料金の未納について</u>

春日市放課後児童クラブ設置条例に基づき、正当な理由がなく利用料金の支払いがない場合や過年度の利用料金に未納がある場合は春日市と協議の上、利用中止となることがあります。

○春日市放課後児童クラブ設置条例施行規則より抜粋

第 11 条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該児童の児童クラブの利用を中止させ、又は一時停止させることができる。

（2）利用料金又は第８条第４項に規定する経費が支払われないとき。

※第８条第４項に規定する経費・・・間食費その他業務上必要な経費

利用料金の助成

【利用料金の補助制度】

生活保護世帯、準要保護世帯等には、利用料金について「春日市」の補助制度があります。（P28 参照）

【特別な場合の免除措置】

児童の病気やケガなどのため、引き続き３０日以上休所する場合には、春日市放課後児童クラブ事務局（指定管理管理者　テノ．サポート）へ申し出ることにより、春日市放課後児童クラブ設置条例に準じて規定の利用料等が免除されます。事務局までご相談ください。

各利用料金

★通常利用料

【通年入所】児童１人につき

区　　分	利用料（きょうだい児割引）	間食費	保険料
通年入所	月額 6,000 円 （月額　3,600 円）	月額 1,700 円	年間 800 円 年度内で１度

【季節入所】

区　　分	利用料 （きょうだい児割引）	間食費	保険料
春季４月 （令和４年４月）	4,000 円　（2,400 円）	５００ 円	800 円 年度内で１度
夏季	12,000 円　（7,200 円）	3,000 円	
冬季	6,000 円　（3,600 円）	1,000 円	
春季３月 （令和５年３月）	4,000 円（2,400 円）	５００ 円	

※アレルギー等で、間食を家庭より持参する場合はご相談ください。

★延長利用料

【通年入所】

区　　分	延長利用料対象時間	利　用　料
月曜～金曜	午後５時～午後６時	月額利用料に含まれる
	午後６時～午後７時	月額２,０００円　２人目以降　月額１,２００円 単発：児童一人につき１回　200 円
土曜	午後５時～午後６時	月額利用料に含まれる

【季節入所】

区　　分	延長利用料対象時間	利　用　料
月曜～金曜	午後５時～午後６時	月額利用料に含まれる
	午後６時～午後７時 【夏季】	夏季期間　２,０００円 ２人目以降　月額１,２００円 単発：児童一人につき１回　200 円
	午後６時～午後７時 【春４月・冬季・春３月】	単発のみ 児童一人につき１回　200 円
土曜	午後５時～午後６時	月額利用料に含まれる

初回の納入金額について

◆**通年入所**の利用料金等（利用料＋間食費+保険料（年度内で１度））

＊通年入所初回分　金額

利用児童	利用料（月額）	間食費（月額）	保険料（年額）	合計
１人の場合	6,000	1,700	800	**8,500**
２人の場合	9,600	3,400	1,600	**14,600**
３人の場合	13,200	5,100	2,400	**20,700**

◆**季節入所**の利用料金等（利用料＋間食費+保険料（年度内で１度））前納制
兄弟姉妹で、それぞれ“通年入所”“季節入所”を利用する場合の利用料の割引は同時に利用した期間のみに適用されます。（季節入所利用児童を兄弟児とする）

＊春季４月入所　金額

利用児童	利用料	間食費	保険料（年額）	合計
１人の場合	4,000	500	800	**5,300**
２人の場合	6,400	1,000	1,600	**9,000**

＊夏季入所　　金額

利用児童	利用料	間食費	保険料（年額）	合計
１人の場合	12,000	3,000	800	**15,800**
２人の場合	19,200	6,000	1,600	**26,800**

＊冬季入所　　金額

利用児童	利用料	間食費	保険料（年額）	合計
１人の場合	6,000	1,000	800	**7,800**
２人の場合	9,600	2,000	1,600	**13,200**

＊春季３月入所　金額

利用児童	利用料	間食費	保険料（年額）	合計
１人の場合	4,000	500	800	**5,300**
２人の場合	6,400	1,000	1,600	**9,000**

◆**延長保育**を利用される方は別途下記料金がかかります。

＊延長保育利用料金

利用児童	月極（月額）	単発（１回につき）
１人の場合	2,000	200
２人の場合	3,200	400

郵便局の受付時間　・・・
窓 口は　月～金　９：00 ～ 16：00
ATM は　月～金　９：00 ～ 19：00
※一部 17:30/18:00 に終了するところもあります。
土・日及び休日も稼働している ATM（近隣）
春日原郵便局、春日上白水郵便局、春日岡本郵便局
博多南郵便局 等

有料延長保育について（通年利用の方）

延長保育は保護者のお迎えができる方に限ります。延長時間中は、安全確保のため戸外での遊びを行わず室内で静かに過ごすようにしています。宿題等の学習を行うことも可能ですが、あくまでも自主的なものです。また、別途での間食等の提供も実施しておりませんのでご理解ください。

実施対象日	月曜日から金曜日（土曜日は実施していません）
延長時間	対象日の 18:00～19:00　※お迎え時刻の厳守をお願いします。
時間の確認	クラブ設置のタイムレコーダー付き電波時計が基準となります。 **電波時計が 18：00 になった時点で理由に関わらず、延長保育の料金が発生します。**

～利用の流れ～　　※　月の途中で　単発　⇔　月極の変更はできません。

区分	単発利用の場合	月極利用の場合
料金	児童１人につき、１回 200 円	児童一人につき、月額 2,000 円　２人目以降は月額 1,200 円
納付方法	翌月 20 日に利用料金等と一緒に引き落とし	翌月 20 日に利用料金等と一緒に引き落とし
申込方法	事前に利用がわかっている場合は、連絡帳等により支援員まで連絡をお願いします。 当日の申込みは午後４時までに保護者が直接、クラブに電話して確実に申し込んでください。	翌月に利用を希望する場合は、前月末日までに提出してください。（中止の場合も同様） ※申込み後、中止の届出がない場合は翌年の３月31日まで自動的に更新されますので、注意してください。
タイムカード	クラブにお迎えの方が到着次第、備付けのタイムカードを打刻し、サインをしてください。	

入所決定後の各種変更手続き・利用中止について

★申請内容の変更について

住所、就業先、世帯の状況など当初申請した内容に変更があった場合は、クラブ変更届及び証明書を新たに提出してください。

【緊急連絡先について】

児童のケガ・体調不良等で緊急に連絡が必要になった場合は、就業先に連絡を入れることがあります。
緊急連絡先に変更があった場合はクラブへ申し出てください。

【利用区分の変更について】

利用区分の変更の際は、中止届の提出と変更後の利用申請書の提出が必要となります。
利用途中で区分変更希望の際は、通年利用と季節利用の利用料金がどちらも必要となりますのでご注意下さい。

★利用中止（退所）について

〇退職等により入所の判断基準を満たさなくなった場合、または家庭での保育が可能となったり、その他ご家庭の事情等により退所をされる場合は、速やかに支援員（または事務局）に連絡の上、利用中止届（様式第３号）を提出してください。

〇短期間での入退所の繰り返しは原則お断り致します。

〇利用中止届（様式第３号）は、利用最終日の月末までに提出してください。

※　**口頭での退所受付は行っていません。利用中止届の提出がなければ、クラブへの出席がなくても利用料金は発生します。利用中止届の提出日が利用中止月末日以降になった場合には、その月の利用料等が発生することになります。提出日には十分ご注意ください。また、未納金があるまま退所することはできません。**

〇年度末、長期休みなど**入所期間の満了による退所の場合**は、提出の必要はありません。

※　但し、季節入所の利用決定が出た後、利用をキャンセルされる場合は提出が必要です。

～クラブでの生活全般について～

学校及び家庭との連絡を取り合いながらよりよい保育を目指します。

	平日		土曜日		長期休み・学校休業日	
	子ども	支援員	子ども	支援員	子ども	支援員
8:00			登所	出勤・保育準備	登所	出勤･保育準備
9:00			朝の会・学習時間	出欠確認	朝の会・学習時間	出欠確認
10:00			あそび	保育	あそび	保育
11:00						
12:00			昼食		昼食	
			休憩		休憩	おやつ準備
			あそび		（お昼寝･夏季のみ）	
14:00		出勤			あそび	
	帰室	おやつ準備				
	あそび	ミーティング				
15:00		出欠確認			おやつ	
15:30	おやつ	保育			あそび	
16:00						
	そうじ・帰りの会		そうじ・帰りの会		そうじ・帰りの会	
17:00	さようなら	片付け・掃除	さようなら	片付け・掃除	さようなら	片付け・掃除
	お迎え待機	日誌	お迎え待機	日誌・翌週の準備	お迎え待機	日誌
18:00	延長保育	明日の準備等		退勤	延長保育	明日の準備等
19:00		退勤				退勤

※クラブにより時制・取り組み内容・年間行事は異なります。

学習は子どもたちの自主性に任せており、支援員も声掛けは行いますが指導はしておりません。

【持ってくるもの】

帽子、水筒、連絡帳、着替え、学習できるもの・弁当（終日保育時）など各クラブよりご案内します。

○ ゲーム機・カード等の玩具や華美な文房具や備品は持込まないでください。

○ すべての持ち物に記名をしてください。確実にお返しすることができなくなります。

○ クラブで必要のないものはランドセルやかばんから出さないようにご指導ください。

健康管理

毎日健康で快適にお子様が過ごせるよう、お子様の健康管理には十分注意を払います。

○ 病気の場合は、登所をお断りする場合があります。※37.5℃以上の熱がある場合は登所できません。

○ アレルギー、ぜんそく、その他の既往症、配慮すべき特性をお持ちのお子様は必ず「児童調査書」に記入してお申し出ください。

○ <u>投薬について</u>

支援員はお手伝いできません。薬を持参される児童は自己責任のもと管理を行えるようにしてください。

○ 学校が定める出校停止の感染症にかかった場合には、クラブへもお知らせください。

医師の許可があるまで休ませてください。インフルエンザなど感染症で学級閉鎖・学年閉鎖となった場合、閉鎖対象となる学級・学年の児童はクラブへ登所できませんのでご了承ください。

○ 出欠、降所方法の変更のご連絡について

・決まった曜日の早帰り等は、その旨を「児童調査書」に記入し支援員に伝えてください。時間に合わせて帰宅させます。なお、早迎えか、１人で帰宅するのかも合わせてご連絡ください。

・クラブを欠席または降所方法の変更があり事前にわかっている場合は、連絡帳・お電話（ＦＡＸ・留守電可）にてクラブへお知らせください。お電話の場合、緊急時以外はできるだけ 14 時半まで、または 17 時から 19 時の間にお願いします。

・当日の欠席の場合は、お電話にてお願いします。（必ず、保護者が連絡をしてください）
欠席の連絡がないときはクラブより安否確認のため、緊急連絡先へお申し出の順に連絡します。
保護者からの連絡がなく、子どもが「休む」「早帰りする」と申し出た場合も、事故防止のため、保護者と連絡確認が取れるまではクラブに待機させます。

○ クラブへの登所について

・土曜日や代休日、長期休みの１日保育の日は安全確保のため、できるだけ朝の８時から９時までの間に登所してください。

○ クラブからの帰宅について

・帰宅する方向が同じ子ども同士で１７時に集団下校をします。家が遠い、また、近くに児童クラブを利用している子どもがいない等、子どもの帰宅時に不安のある方は、１８時までのお迎え待機や 19 時までの延長保育（有料）の利用もできます。

・お迎えは、責任をもって帰宅させていただける方ならどなたでも構いませんが、保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、どなたが、何時頃お迎えに来られるのかを保護者が事前に連絡してください。保護者からの連絡がない場合には、児童をお渡しできませんので、保護者から確実に連絡をしてください。

・お迎えは、各クラブ玄関でお子さまをお引き渡します。

○ クラブからの外出について

・保育時間中の外出や自宅への最短経路による降所以外は、認めていません。

・学校休業日（夏休み、学校行事の代休日など）の保育時間内の外出（再度、クラブを利用する場合）については原則として、保護者の連絡・指示のもと対応しますが、特に学校敷地外への外出の場合は出来るだけ、保護者または保護者に依頼された、大人による同伴が望ましいと考えます。

・敷地内での活動（地区のプール・サマースクール・ミニバスケ・サッカー等）については、柔軟に対応いたしますが、支援員による送迎はいたしませんのでご理解をよろしくお願いします。

・敷地外での活動につきましても、クラブ舎玄関でのお見送りとなります。
また、帰室した際には、支援員に確実に声をかけるように、ご家庭でもお話しください。

・原則荷物だけのお預かりはできません。

・やむを得ない理由で外出、自宅以外へ降所する必要がある場合は、クラブの支援員へお申し出ください。

・外出先とその往復路、自宅への登降所最短経路外ではスポーツ安全保険は適用されません。

ご家庭との連絡について

○ 入所前に各クラブの支援員が事前説明を行います。食物アレルギー等をお持ちのお子様は入所前に支援員に必ずお伝えください。

○ 各クラブからの取り組みや状況を「おたより」として定期的に配布します。

○ 毎日連絡帳の確認をお願いします。

○ 緊急時について

様々な事態（災害・事件・事故等）に備えて緊急配信メールシステムや災害伝言ダイヤルを活用しています。入所決定後に登録の案内をします。

※基本的には、学校の措置に準じた取扱いになりますので、台風などで臨時休校となった場合は、クラブも閉所となり利用できません。

夏休みなど学校休業期間は、春日市と協議をして開所・閉所を決定します。

事　　項	学校の措置	クラブの措置
台風の接近などの緊急時	臨時放課	閉所（学校判断に準ずる）
同	臨時休校	閉所（登所できません）
同	夏休みなど	市と協議し、決定。情報メールにてお知らせします。
インフルエンザなど	学級、学年閉鎖	閉鎖の学級、学年に所属の児童は罹患の有無にかかわらず登所できません。

・防災については、支援員全員が定期的に訓練を行い、日頃からどのような動きを取るか話し合い消火器・火災報知器・非常口等の設置場所や使用方法を把握しておくようにしています。

・児童のけが等で保護者の方に連絡を取ることがありますので、連絡先がわかるようにしておいてください。

お弁当・間食について

○ クラブでの給食はありません。新１年生の入学当初（約１週間）・土曜日・長期休み・午前中授業の日など、給食のない日は、各自で昼食（弁当）の持参が必要となります。

お弁当を持参できない場合は、前もって買ったものでも構いません。保育時間中に買いに行くことはできませんので、現金は持たせないようお願いいたします。長期休業中については、希望により配達弁当のご案内を行っています。詳細は、実施日が近づきましたらお知らせします。

○ クラブではおやつを提供します。アレルギーの場合はご相談ください。

○ 衛生、食育・マナー向上の観点からおやつは所外への持ち出し、持ち帰りはしていません。

安全管理

クラブでは、お子様が安心して安全に過ごせるよう、万全の体制で取り組みます。

○ 保育中に、万が一お子様がけがをした場合、支援員が必ず保護者に連絡を取り対応を確認します。
ただし、緊急を要する場合の治療については医師の判断に任せます。スポーツ保険の適用と手続きについては、支援員よりご連絡いたします。

○ お子様に病気の症状など体調の変化が見られた場合は、速やかにお迎えをお願いします。

○ 万一の場合に備えて利用者全員（通年・季節共）スポーツ安全保険（傷害・賠償責任保険）に加入します。

○ 児童クラブ設備、備品を故意に破損させた場合は弁償していただくことがあります。

【スポーツ安全保険について】

万一の事故等に備えて　利用者全員（通年・季節共）に以下の保険に加入していただきます。
詳細はリーフレットで、ご確認をお願いします。

〈　保　　険　〉　スポーツ安全保険（財団法人スポーツ安全協会）
申請手続については、指定管理者で一括して行います。
その際、名簿提出が必要となりますので、利用者の氏名・性別・年齢の一覧をスポーツ安全協会に提出します。

〈　掛　　金　〉　１人当たり年額　８００円　（初回の利用料と一緒に徴収）
年度途中の加入及び中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、掛金の払戻はありません。

〈　概　　要　〉

保険金額の種類		加入区分　A１型
傷害保険	入院（１日につき）	4,000 円
	通院（１日につき）	1,500 円
	死亡	2,000 万円
	後遺障害（最高）	3,000 万円
賠償責任保険	支払限度額（免責金額なし）	身体・財物賠償合算　１事故５億円 ただし、身体賠償は１人１億円
突然死葬祭費用保険　支払限度額		突然死（急性心不全・脳内出血など）葬祭費用 180 万円

登録児童が児童クラブ活動の施設内において、又はクラブ支援員のもとに施設外の活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に保険金が支払われます。
外出先とその往復路、自宅への登降所最短経路外ではスポーツ安全保険は適用されません。

◆補償対象となる事故の範囲
・児童クラブの管理下における活動中の事故
・クラブ舎、また児童クラブが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故
※クラブ舎から自宅へ直帰せず他の場所へ立ち寄る途中や、塾などに一時外出した際に発生のケガは対象外

◆入院・通院について　　治療日数１日目から補償されます。
※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく上表のとおり１日当たりの定額保険金が支払われます。

利用申請書などの記入について

≪ 利用申請書 ≫

□ **20 歳以上 65 歳未満の場合**

「世帯状況欄」の勤務先・学校名を記入してください。

「無職」「求職中」「育児休業中」は利用条件を満たさないため、受理できません。

□ **就業以外の理由の場合**

「世帯状況欄」に状況や理由を簡潔に記入してください。

□ **20 歳未満又は 65 歳以上の場合**

「世帯状況欄」に学校名又は「幼児、未成年、高齢者」などと記入してください。

□ **「世帯の状況」に記入する家族の氏名**

同居している人全員を必ずご記入ください（利用する児童本人を除く。）。住民基本台帳と照合し、記入もれがあった場合は、再度提出していただく必要があり、入所審査が遅れることとなりますので、ご注意ください。

ただし、家族でも、単身赴任等で同居しておらず、かつ、住民票が異動している場合は、記入の必要はありません。

≪ 証明書 ≫

□ 同居の親族で、20 歳以上 65 歳未満の場合は次のいずれかの証明書を提出する必要があります。

①「児童の保護をする者」が昼間家庭に居ないことの証明書

就業証明書、在学証明書など

① 「児童の保護をする者」に当たらないことの証明書

診断書など（疾病の度合いによっては条件を満たさないと判断される場合がありますので、診断書については育児ができない、介護が必要である、就業できない等の理由を証明者（担当医師）に書いてもらうようにしてください。不明の点があれば市担当にお尋ねください。）

※ 「児童の保護をする者が昼間不在」と判断する日数等は、午後２時から４時までの時間帯を含む１日４時間以上の日が月に１６日以上(日曜日を除く。）とします。

※ 季節入所利用希望の場合は、不在となる時間帯に制限はなく、１日４時間以上保護者が家庭に不在となる日が月に１６日以上（日曜日を除く。）となります。

□ 就業証明書の職名や証明日の記入がもれている場合は、受理できません。

なお、証明書の記入に間違いがあった場合は、再発行又は訂正をお願いします。

訂正の仕方：間違った箇所を二重線で消し、証明者に訂正の文言を記入してもらうようにしてください（修正液等による修正は受理できません。）

□ 証明者：その証明について権限を持った者とします。

例：取締役社長、人事担当管理職、支店長、工場長など。同僚等は不可

必要がある場合は、電話で確認を取りますので、証明者の連絡先電話番号を記入してください。

□ 個人事業主の場合は、ご自身が証明者となります。職名の代わりに、屋号（ない場合は職種）を記入してください。連絡先電話番号は、店又は仕事用の電話番号を記入してください。就業の確認上必要があるときは、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

記入例

様式①

様式第１号（第２条関係）

令和４年　１月１７日

春日市放課後児童クラブ利用申請書

（宛先）春日市長
（指定管理者経由）

（保護者）住所　春日市　原町３丁目１番地５
氏名　春　日　陽　子
利用予定放課後児童クラブ名　なかよし　クラブ

放課後児童クラブを利用したいので、春日市放課後児童クラブ設置条例施行規則第２条第１項の規定により、次のとおり申請します。

なお、放課後児童クラブの利用に当たり、就業状況の確認のために市民税課税台帳及び関係資料を閲覧されること並びに適切な保育の実施のために保育所その他関係機関に放課後児童クラブを利用しようとする児童について照会されることに同意します。

児童欄	（ふりがな） 児童の氏名　かすが　みらい 春日　未来	生年月日	平成〇〇年　〇月　〇日
		学校・学年	春日東小学校　１学年
		勤務先電話	（※※※）　※※※－※※※※
性別	男　・　女	自宅の電話	（※※※）　※※※－※※※※
		緊急連絡先	（※※※）※※※※－※※※※

新学年を記入

希望する利用形態 （該当する区分の□にチェックをつけてください。）	□ 通年利用	年　月　日 利用開始希望
	☑ 季節利用 （令和４年度）	□ 春季４月　□夏季 □ 冬季　☑ 春季３月

利用する区分にチェック。通年利用の場合は、季節にチェック不要。季節入所は、受付期間を限定して受付。

世帯の状況	家族の氏名（児童本人は除く）	続柄	生年月日	勤務先・学校名
	春日　一郎	祖父	S〇〇．〇．〇	高齢者
	春日　喜子	祖母	S〇〇．〇．〇	高齢者
	春日　喜郎	父	S〇〇．〇．〇	自営業
	春日　陽子	母	S〇〇．〇．〇	春日市役所
	春日　春香	姉	H〇〇．〇．〇	春日大学
	春日　太郎	兄	H〇〇．〇．〇	未成年
	春日　一平	弟	H〇〇．〇．〇	未成年

20 歳未満（未成年）と、65 歳以上（高齢者）は、就業(予定)証明書の提出不要。
20 歳以上 65 歳未満であれば、就業(予定)証明書の提出が必要。

※　申請書は、児童１人につき１枚提出してください。

令和４年度　　就 業 （予定 ）証 明 書　　春日市放課後児童クラブ入所申請用　　様式②

記入例

[氏　名(ふりがな)]	[児童から見た続柄]	[児童氏名･学年]
春日（かすが）　陽子（ようこ）	（　母　）	春日　未来　（　1　）年
[住　所]		[児童氏名･学年]
春日市　　原町３丁目１番５号		新学年を記入　（　　）年
		[児童氏名･学年]
利用予定放課後児童クラブ春日東　　小学校 なかよし　クラブ		（　　）年

就労状況等について

□①就労（正規・パート・自営・派遣・契約・その他（　　）・産休取得（　月　日～　月　日））

□②就学　□③疾病・障がい　□④介護等　□⑤その他（　　）

①就労証明欄（就労内容は現在の状況を証明者が記入すること。訂正箇所は証明印での訂正印が必要。※スタンプ印は不可）

常勤・パート	就労開始（予定）日	平成２５年　１２月　１０日		雇用期間に定めがある場合	令和　年　月　日まで（更新予定　有・無　）
	勤務日数	１カ月の平均勤務日数　２０　日		通勤時間	時間　３０分（片道）
	就労時間	平日	（午前）・午後　９　時　００分　～　午前・（午後）５時　００　分		
		土曜	（午前）・午後　９　時　００分　～　午前・（午後）４時　００　分		
自営業	事業開始日	年　月　日		仕事の内容	
	勤務日数	１カ月の平均勤務日数　日		通勤時間	時間　分（片道）
	就労時間	平日	午前・午後　時　分　～　午前・午後　時　分		
		土曜	午前・午後　時　分　～　午前・午後　時　分		
事業所証明欄	上記の者の就労について、上記のとおり証明します。 令和　４年　２月　１０日 [住　所]　福岡県春日市原町３丁目１番地５ [事業所名]　春日市（福祉支援部）こども未来課　[電　話]　※※※－※※※－※※※※ [代表者職・氏名]　春日市長　井上　澄和 ※就労場所が上記事業所と異なる場合、下記に記入のこと。 [住　所] [事業所名]　[電　話]				

・申込児童と同居の家族であり、２０歳以上６５歳未満の方についてご提出ください。
・就業予定証明書を提出された方は、勤務開始後、あらためて就業証明書を提出してください。
・就労状況等が②～⑤の方は、関係書類を添付してください。（学生証、在学証明書、時間割、診断書等　※コピー可）
・就労時間が変則の場合は、変則勤務の状況がわかるシフト表等を添付してください。
・就労状況等に関する調査の為、職場へ照会させて頂くことがあります。
・記入内容が事実と異なる場合には、入所決定の取り消し又は利用中止となります。

令和４年度　　記入例　　様式③

児童調査書　㊙　（　春日東 小学校　なかよし　クラブ）

指定管理者　株式会社テノ.サポート

ふりがな	かすが　みらい	学年	性別	血液型	保護者名（ふりがな）
児童氏名	春日　未来	1年	男・(女)	A型	かすが ようこ 春日　陽子

住所	春日市　原町3丁目1番地5（マンション・アパート名も記入）	生年月日	平成○年○月○日生
	□にチェックをし、記入してください	電話	092-123-4567
		ＦＡＸ	同　上

保育歴			
保育所・幼稚園	□ ない	☑ ある	（かすが）保育所・(幼稚園)（在籍 3 年） （　　）保育所・幼稚園（在籍　　年）
他通所施設	☑ ない	□ 行ったことがある　□ 行っている（くれよんクラブ・ハート館・　）在籍　　年　ヶ月	
特別支援	☑ 受けていない	□ 加配を受けている　□ 特別支援学級に入る　□ 他（　　）	
二重保育	☑ 受けていない	□ 受けている（ファミサポ・　　）時間帯（　　）	
手帳の有無	☑ 持っていない	□ 持っている（身体障害者手帳・療育手帳・　　）	

【 重 要 】 調査等に関わる個人情報利用に関して学童保育利用に際し、
保育所や他通所施設等から得る個人情報については、利用申請書の記載に準じます。

家族構成 氏　名（本人除く）	続柄	年齢	勤務先名称 学校名・学年(学校の場合)	勤務先 電話番号
春日　一郎	祖父	70	高齢者	
春日　喜子	祖母	70	高齢者	
春日　喜郎	父	49	自営業	092-123-4567
春日　陽子	母	49	春日市役所	092-584-1111
春日　春香	姉	21	春日大学	
春日　太朗	兄	17	やよい高校	
春日　一平	弟	5	かすが保育園	

かかりつけ	内　科（病院名）	外　科（病院名）	その他（病院名）
	○○内科	○○外科	○○皮膚科
	TEL　×××－××××	TEL　×××－××××	TEL　×××－××××
	保険者番号・名称　○○健康保険	記号番号　1 2 3 4 5 6	

緊急連絡先 優先順位	氏　名	続柄	連絡先	電話番号
①	春日　陽子	母	☑携帯 □勤務先 □他（　）	090-1234-5678
②	春日　喜郎	父	☑携帯 □勤務先 □他（　）	090-1122-3344
③	春日　一郎	祖父	□携帯 □勤務先 ☑他（自宅）	092-123-4567
④	春日　喜子	祖母	☑携帯 □勤務先 □他（　）	090-6677-8899

※　優先順位第一の方は必ず連絡のとれる方にしてください。

健康状態等	常用薬	☑有り　□無し 有りの場合は具体的に記入 **〇〇薬**	手術経験	□有り　□無し 有りの場合は具体的に記入
	既応症	□有り　☑無し 有りの場合は具体的に記入	アレルギー	□有り　□無し 有りの場合は具体的に記入（別途、面談を実施します。） 給食は除去食で対応　□している　□していない
	平熱	**36**度 **3** 分		

勤務時間	平日	父	勤務時間 **9**時 **00**分～ **17**時**00**分迄	土曜	父	勤務時間　時　分～　時　分迄
		母	勤務時間 **9**時 **00**分～ **17**時**00**分迄		母	勤務時間 **9**時 **00**分～ **17**時**00**分迄
		児童が帰宅時に在宅している人 ☑無 □有（　）			児童が帰宅時に在宅している人 □無 ☑有（ 🛠 ）

登所状況	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	☑ 休み	□ 休み	□ 休み	□ 休み	□ 休み
	□ 早帰り 時 分 のため	☑ 早帰り **16** 時 **00** 分 **塾**のため	□ 早帰り 時 分 のため	□ 早帰り 時 分 のため	□ 早帰り 時 分 のため
	□ 集団下校	□ 集団下校	☑ 集団下校	☑ 集団下校	□ 集団下校
	□ お迎え 時 分ごろ のお迎え	□ お迎え 時 分ごろ のお迎え	□ お迎え 時 分ごろ のお迎え	□ お迎え 時 分ごろ のお迎え	☑ お迎え **18** 時 **00**分ごろ **母** のお迎え
	※土曜日は、別途、土曜保育申込書を提出してください。（毎週木曜日締切）				

知っておいてほしいこと	性格について	保育所・幼稚園・学校・ご家庭での様子	好きな遊び
	長所 **※できる限り詳しく**	**※できる限り詳しく**	**※できる限り詳しく**
	短所 **※できる限り詳しく**		

クラブから自宅までの地図　※通学路を赤で記入してください。

※　目印になるものを明記してください

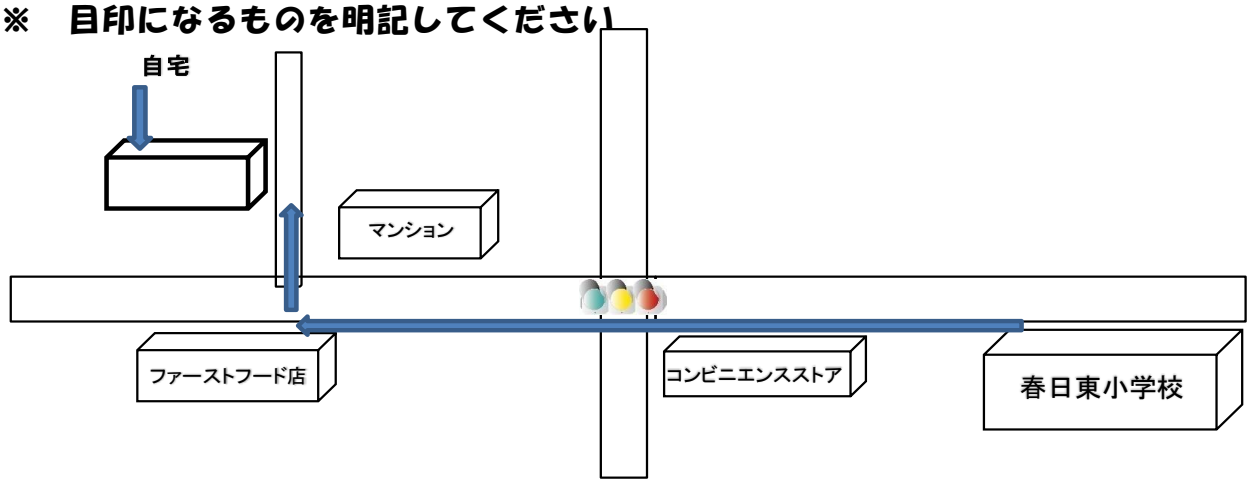

個人情報の利用に関する同意書

記入例

当社は、以下の定めに従い、個人情報を取扱います。

1. 利用目的について

個人情報の利用目的および委託先は、下表に定める通りです。

利用する個人情報	利用目的
春日市放課後児童クラブ利用申請書	学童保育所の利用手続き
就業証明書および関係書類	就業状況の確認
放課後児童クラブ利用誓約書	運営管理
児童調査書	運営管理
お子様の顔写真	運営管理
個人情報保護に関する同意書	個人情報保護

2. 個人情報の取扱いについて

当社は、個人情報を上記利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つように努め、不正なアクセス、改ざん、漏えい等から守るべく、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

3. 個人情報の第三者への提供

当社は、個人情報を、下記提供先に提供いたします。

提供する目的	提供する 個人情報の項目	提供の手段・方法	提供先の概要	個人情報 に関する契約等
自治体へ放課後児童クラブ利用申請及び運営のため	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先・世帯状況	書類の提示、口頭連絡による	春日市、各小学校	無し
就業状況の確認、放課後児童クラブ利用料金決定のため	氏名・住所・勤務先電話番号	書類の提示による	春日市	無し
~~掲示物、配布物、ホームページへの掲載~~	~~お子様の氏名、顔写真~~	書類の提示による	春日学童保育所の利用保護者様、ウエブサイトの閲覧者	無し

掲載を希望されない場合、二重線をお引きください

4. 委託先等の管理

当社は、お預かりした個人情報を、第1項に定める利用目的の範囲内で、業務委託先に委託することがございます。

5. 個人情報を与えることの任意性等について

第１項で示した個人情報の提出を拒否することができますが、その場合第1項の目的を遂行できない場合があります。

6. 個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止について

当社が保有する個人情報は、個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を請求することができます。

開示個人情報の取扱いに関する苦情および個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止についての申し出は、株式会社テノ.サポートまでご連絡ください。

7. 苦情および通知・開示・訂正・追加または削除、利用または提供の拒否の手続き方法

① 当社所有の個人情報をもとに、本人確認をさせて頂きます。
② 代理人からのお問合わせは、原則として受け付けておりません。
③ お問い合わせは、下記連絡先へ電話により承っております。

以上

＜個人情報に関するお問い合わせ先＞

株式会社テノ.サポート　個人情報保護管理者　TEL：092-263-3580

当社の「個人情報保護方針」等詳細は、当社ホームページ（https://www.teno.co.jp/）をご参照下さい。

記入例

個人情報の利用に関する同意書

株式会社テノ．サポート
代表取締役社長　池内 比呂子殿

私は、私の個人情報の利用および提供について、個人情報の利用に関する同意書(裏面)の内容を理解し、同意いたします。

令和 4 年 1 月 17 日

住 所:

春日市原町3丁目1番5

利用クラブ名:

春日東小学校　　なかよしクラブ

利用児童氏名:

春日　未来

保護者名(署名):

春日　陽子

記入例

様式⑤

放課後児童クラブ利用誓約書

私は、貴指定管理者が運営する春日市放課後児童クラブを利用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１．利用料金等の放課後児童クラブの運営に関わる料金を遅滞なく支払います。

２．本児童又は他の児童及び関係者に危険を及ぼす等によって、クラブの運営に支障を来たすことがないようにします。

３．延長保育・土曜保育利用の際は利用のルールを守り、定時までに必ずお迎えに来ます。
お迎えが定時を過ぎた場合は、理由の如何を問わず、指定管理者との面談を受け、その後の利用ができなくなる場合があることを了承します。

上記の事項が遵守されない場合は、春日市放課後児童クラブ設置条例施行規則第１１条の規定に基づき、放課後児童クラブの利用が中止、又は一時停止になる場合があることを了解します。

令和 4 年 **1** 月 **17** 日

株式会社テノ.サポート
代表取締役社長　池内　比呂子　殿

利用クラブ名　**春日東**　小学校　**なかよし**　クラブ

利用児童氏名　**春日　未来**

保護者名　**春日　陽子**

様式⑥

記入例

延長保育月極利用（開始・中止）申込書

（どちらかを〇で囲みます）

所属クラブ　**春日東**　小学校　**なかよし**　クラブ

令和 **4** 年 **4** 月より、

延長保育（月極）を（開始）中止　します。

（どちらかを〇）

利用にあたっては、誓約書を提出し、内容を厳守します。

学年 **1** 年　氏名 **春日 未来**

学年　年　氏名

学年　年　氏名

令和 **4** 年 **1** 月 **17** 日

保護者氏名　**春日 陽子**

＊利用開始・中止 申込書は前月末日までに提出してください。

株式会社テノ.サポート　ゆうちょ銀行　自動払込利用申込書

※通年学童保育利用者のみ提出

記入見本

自 動 払 込 利 用 申 込 書 （収・加）

	種目コード	契約種別コード	①通帳記号	通帳番号（右詰め）
ゆうちょ銀行	166	3 0	1 0 の	
	（フリガナ） ②口座名義人	テノ　タロウ 手野　太郎		③お届出印 手野
	払込先口座番号	17430-83486251		
	払込先加入者名	株式会社　テノ．サポート		
	払込日	毎月20日　（非営業日の場合は翌営業日）		

①通帳記号・通帳番号
総合通帳の通帳記帳及び番号を記入してください。（番号は右詰めです）

②口座名義人
預金者のお名前を通帳の記載の通りに記入してください。

自動払込利用申込書に不備がありましたら、該当箇所に○印をつけ、下記にご返送ください。	
1．口座記番号相違	4．口座なし
2．氏名相違	5．その他
3．印鑑相違	（　　）
〔返送先〕 〒812-0036 福岡市博多区上呉服町10-10 株式会社　テノ．サポート	

※　ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

下記欄に①学校名②クラブ名③学年④児童名（ひらがな）を記入して下さい。

（フリガナ）	
ご利用者名	①学校名：須玖　②クラブ名：ﾁｬｲﾙﾄﾞ　③学年：1　④児童名：ての　はなこ

株式会社テノ.サポート　福岡銀行　預金口座振替依頼書
※通年学童保育利用者のみ提出

記入見本

福岡銀行　記入見本

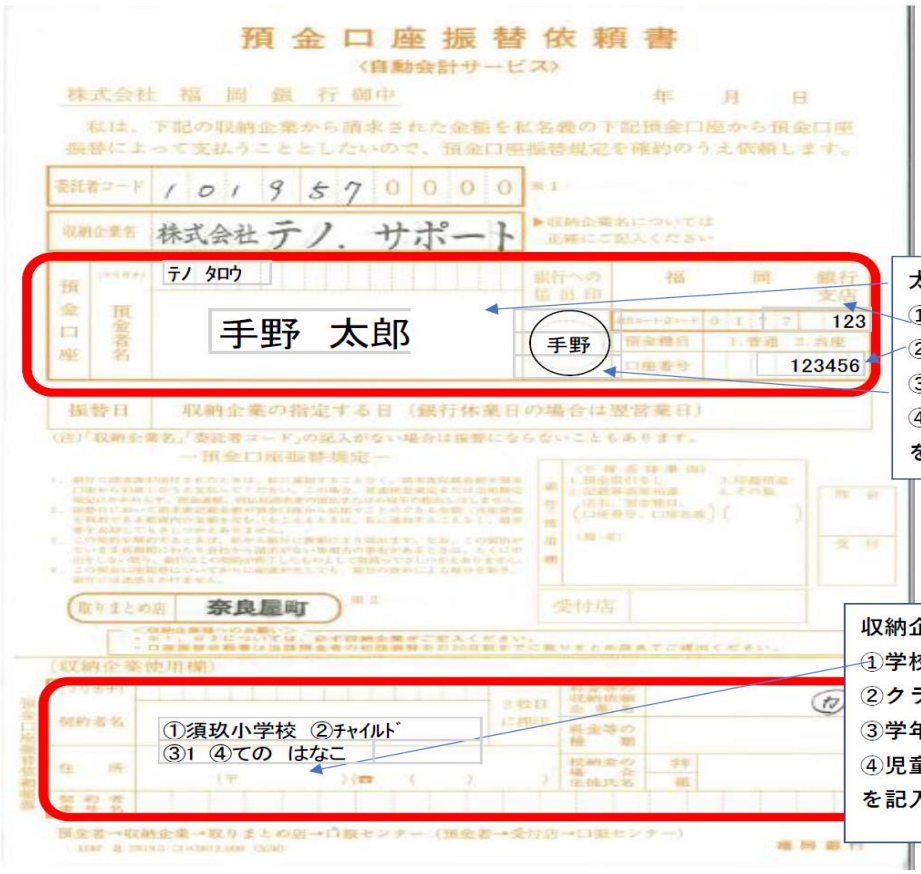

太枠の線内に
①預金者名・フリガナ
②銀行支店名
③預金口座番号
④お届印を捺印
を記入してください。

収納企業使用欄に
①学校名
②クラブ名
③学年
④児童名（ひらがな）
を記入してください。

春日市放課後児童クラブの利用の可否決定に係る基準

（趣旨）

第１条 この基準は、春日市放課後児童クラブ設置条例施行規則（平成 17 年規則第 35 号。以下「規則」という。）第２条第２項の規定に基づく放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の利用の可否決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（児童の保護をする者）

第２条 春日市放課後児童クラブ設置条例（平成 17 年条例第 19 号。以下「条例」という。）第３条に規定するその保護をする者（以下「児童の保護をする者」という。）とは、児童の同居の親族のうち、次に掲げる者以外の者とする。

⑴ 未成年者

⑵ 満 65 歳以上の者

⑶ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していることにより、児童の保護をすることができないと認められる者

⑷ 出産予定又は出産後の者で、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第１項又は第２項本文の規定により就業を制限されるもの

⑸ 前各号に掲げる者のほか、児童の保護をする者として適切でないと認められる者

（児童の保護をする者の不在の判断基準）

第３条 条例第３条の規定に基づき、児童の保護をする者が労働等により昼間家庭にいないと判断する基準は、当該児童の保護をする者のすべてが次の各号のいずれかに該当し、児童の保護をする者の家庭にいない時間が午後２時から午後４時までの時間帯を含む１日４時間以上となる日が月に 16 日以上（日曜日を除く。）ある場合とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

⑴ 居宅外で労働することを常態としていること。

⑵ 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

⑶ 疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

⑷ 大学その他の学校等で履修し、又は研究に従事していることを常態としていること。

⑸ 前各号に類する状態にあること。

（証明書類）

第４条 規則第２条第１項に規定する児童の保護をする者が昼間家庭にいないことを証明する書類は、児童の保護をする者がそれぞれ前条の基準に該当することについて、就業先の事業所その他の当該事項に関し証明する権限を有する者により証明を受けたものでなければならない。

２ 利用申請に係る児童の同居の親族のうちに、第２条第３号から第５号までのいずれかに該当する者がある場合は、当該各号に該当することを証する書類又は手帳（写し）を提出しなければならない。

３ 市長は、前２項に規定するもののほか、児童の保護をする者が昼間家庭にいないと判断する上で必要と認める書類の提出を求めることができる。

（利用申請を却下する場合の基準）
第５条 規則第２条第２項の規定により児童クラブの利用申請を却下する場合の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
⑴ 児童が市内の小学校に在籍していないとき。
⑵ 規則第２条に規定する申込手続等に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
⑶ 第３条の基準に該当しないとき。
⑷ 前条に規定する書類が提出されないこと等により、児童の保護をする者が昼間家庭にいないと判断することができないとき。
⑸ 児童が疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき。
⑹ 児童の安全上著しい支障があると認められるとき。
⑺ 児童クラブの運営上著しい支障があると認められるとき。
⑻ 前各号に掲げる場合のほか、特に利用させることが適当でない事由があると認められるとき。
附 則
（施行期日）
１ この告示は、平成 19 年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２ 施行日以後の期間に係る児童クラブの利用の申込み及び決定の手続等に関しては、施行日前においてもこの基準の例によるものとする。

利用料金補助申請について

１　対象者

次の条件のいずれかを満たしている世帯の児童（小学校全学年対象）が児童クラブを利用しているときは、補助金の交付を受けることができます。

①　生活保護を受けている世帯

②　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯

③　児童福祉法に規定する里親世帯

④　市町村民税が非課税の世帯

⑤　教育委員会が所管する就学援助を受けている世帯

２　手続き

・利用料金補助金交付申請書（様式第１号）を記入し提出してください（補助申請は、毎年度必要です。）

配付方法：４月以降に、各クラブから一斉配付するほか、春日市役所２階で随時配付します。

受付期間：令和４年４月１日（金）から令和５年３月 17 日（金）まで

※　ただし、利用決定の通知日以降に申請してください。

提出場所：春日市役所２階

・補助金の受領を指定管理者に委任する必要があるため、利用料金補助申請書下部の委任書欄に記入してください。

・補助金交付の条件が変更になった場合は、直ちに届け出てください。

３　補助の対象期間

利用開始の日が属する月から当該年度末又は利用中止の日が属する月までの間で、上記①から⑤の補助の条件を満たしている期間です。

４　補助金の額

補助の額は、次のとおり利用料金（延長保育利用料金を含む）の全額又は半額で、間食費その他の経費は補助の対象外です。

１　上記①から③に該当する世帯　利用料金の全額

２　上記④及び⑤に該当する世帯　利用料金の半額

５　その他

受領委任の充当処理前に利用料金を納付された場合は、他の月の利用料金に充当します（充当する他の月の利用料金がない場合は、児童クラブの利用料等の引き落としをしている口座に還付します。）なお、受領委任（減額）の手続きには時間がかかりますので、申請された月の翌々月の口座引き落としから適用となります。※　利用料金の口座引き落としに関しましては、株式会社テノ.サポート（事務局）にお問い合わせください。

６　申請書提出先及び申請に関する問合せ先

春日市役所２階　こども未来課　春日市原町３丁目１番地５　TEL　092-584-1111

MEMO

MEMO

指定管理者：株式会社テノ．サポート

〒812-0036　　福岡市博多区上呉服町 10-10　　TEL：092-263-3580